

事業の復旧・復興に

グループ補助金等の支援制度を ご活用ください

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

被災した中小企業等グループが策定する復興事業計画について、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合に、各事業者が復旧に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的としています。

対象者

中小企業等グループに参加する構成員（被害を受けた県内の事業所であって、商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

補助率等

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）

上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6） 補助上限額：1社あたり15億円

対象費目

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達費等を含む）

詳細は2ページへ

地域企業再建支援事業費補助金（自治体連携型補助金）

被災した県内中小企業者に対し、経営の建て直しと事業の再建・再構築に必要な費用の一部を支援し、地域経済の持続的発展を目的としています。

対象者

台風第19号により被害を受けた県内に事業所を有する中小企業者

補助率等

補助率：2/3（国4/9、県2/9） 下限：200万円超 上限：3,000万円

対象費目

広報費、展示会出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

持続化補助金（被災小規模事業者再建事業）

小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用を補助します。

対象者

台風第19号により影響を受けた小規模事業者（最大10者まで共同申請可能）

補助率等

補助率：2/3 上限額：200万円

対象費目

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

中小企業融資制度（経営健全化支援資金（災害対策））

被災した中小企業等の経営安定化のため、設備資金や運転資金に対して低利での貸し付けを行います。

詳細は3ページへ

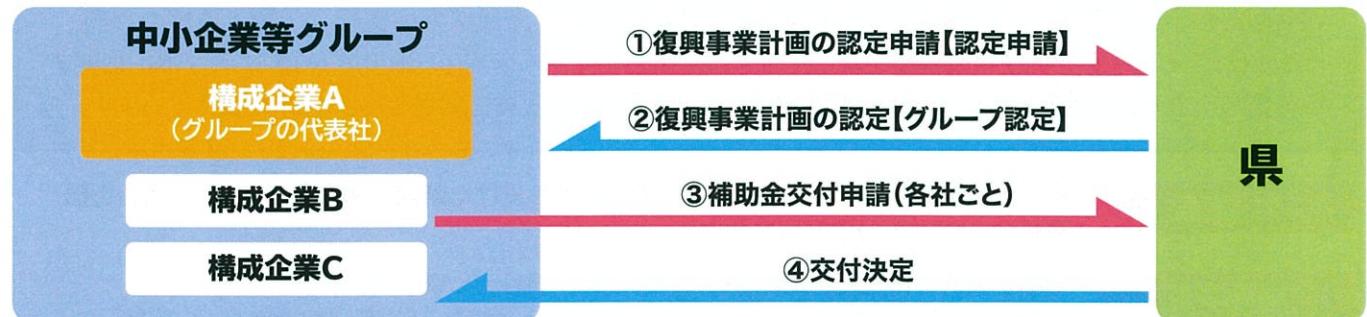
中小企業等グループ施設等復旧整備補助金

申請の流れ

補助金を受けるためには、「グループの認定(フロー①)」と「被災事業者ごとの補助金交付申請(フロー③)」の2つの手続きが必要です。

(1) グループの認定

- グループで「復興事業計画」を策定し、県からグループ認定を受ける必要があります。
- 復興事業計画とは被災した中小企業等グループが、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持などを目的に、その構成企業の共同により行う事業についての計画です。



(2) 補助金交付申請

- 補助金の交付申請は、グループを構成する各企業ごとに行います。

①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等(みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	中堅企業及び みなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等(みなし大企業は除く)
③	大企業及び みなし大企業	①～②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者

- 補助対象経費は、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費が対象です。

施設 (登記してあるもの)	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置き場、その他補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められるもの
設備 (資産計上してあるもの)	復興事業に係る事業のように供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの

復旧を行う施設・設備に保険がかけられていた場合、当該施設・設備の復旧に係る費用から、支払われる保険金を差し引いた残額に補助率を乗じた額が補助金額となります。

Q すでに施設や設備を復旧した場合は対象になりますか?

A 対象として認められる場合がありますが、写真や書類等によって被災の事実が確認でき、かつ復旧の内容が適正であると認められる場合に限られます。

Q 個人事業主は補助対象事業者になりますか?

A 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

よくあるご質問

Q リース物件は補助対象になりますか?

A リース物件が被災した使用者(中小企業者等)の事業継続に必要不可欠と判断される場合は、補助対象となります。この場合において、リース事業者(資産の所有者=被災前と同事業者)と使用者が共に同一グループの構成員となり、リース事業者が補助金の交付申請を行なう必要があります。被災前に所有していた設備について、被災後

の早急な事業再建のためにリース設備を入れ替えた場合は、県へご相談ください。被災前にリースだった設備について、リース契約の内容によっては所有で復旧できる場合がありますので、所有での復旧をご希望される場合は契約書を持参の上、県へご相談ください。リース物件について、その使用者(所有者でない者)が補助金交付申請をすることはできません。なお、リース会社を変更する場合は補助対象とはなりません。

Q グループの要件は何ですか?

A 2者以上の中小企業者等から構成されるものとします。構成員には、補助金交付を受けない事業者、県外や異業種の事業者が参加しても構いません。

Q 陳列されていた商品や在庫商品は補助対象になりますか?

A 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

地域企業再建支援事業費補助金(自治体連携型補助金)

自治体連携型補助金は令和元年12月現在、要綱等を作成中のため、変更になる可能性があります。
補助申請の日程や方法等については決まり次第ご案内します。

中小企業融資制度(経営健全化支援資金(災害対策))

災害により被災された方

経営健全化支援資金(災害対策)

限度額	①被災された方 設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円 ②被災され、グループ補助金を申請された方 設備資金 4億円 (限度額:グループ補助金対象経費の1/4)
金利	年0.8% ※台風19号以外の災害は、年1.1%
保証料補助	保証料総額の全額又は5分の4を県・市町村で補助します
償還期間(据置2年以内)	設備資金 10年以内(土地・建物等15年以内) 運転資金 7年以内
ご利用要件	①り災証明書等を受けた方又は受けができる方 ②上記①に加え、 ●県が受理した「グループ補助金交付申請書」の写し ●上記交付申請書添付書類の「グループ補助金補助事業計画書」の写し及び「見積書一覧表」の写し

経営健全化支援資金(特別経営安定対策)

限度額	設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円 (特別経営安定対策と経営安定対策の合計限度額)
金利	特別経営安定対策 年1.6% 経営安定対策 年1.9%
保証料補助	保証料総額の全額又は5分の4を県・市町村で補助します
償還期間(据置1年以内)	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内(借換については10年以内) ※借換は県融資制度の一部の資金のみ可能
ご利用要件	セーフティネット保証4号の取得 (特別経営安定対策) 又は売上減少要件に該当する方 (特別経営安定対策・経営安定対策)

制度・申請についてのご相談は



長野県産業復興支援センターへ (グループ補助金等申請受付窓口)

受付内容

■台風第19号災害に関する以下の補助金のご相談

- ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助金
- ②自治体連携型補助金(地域企業再建支援事業費補助金)

■その他の支援制度(融資制度等)に関するご相談

相談方法

電話または来所

※来所相談は予約の方を優先していますので、事前に電話にてご予約ください

電話番号

026-235-7325 直通

FAX

026-235-7420

受付時間

平日 午前9時から午後4時まで

※令和元年12月30日までは土・日曜日も受け付けています

場所

長野県庁東庁舎3階

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2



補助制度の詳細や申請書類は
長野県ホームページをご覧いただけます

長野県 グループ補助金

検索